

比較研究…議会政治史（三）

第二部 フランス

升 味 準之輔

（東京都立大学名誉教授）

一 王権と官僚制

イギリスの議会政治は、名誉革命後の議会王政から発展したのに対して、フランスで発展したのは絶対王政の官僚制である。アンリ四世（在位一五八九―一六一〇年）は、側近から大貴族を排除し、ローマ法・行財政に通じた小貴族・僧侶・第三身分を登用して国王支配の中枢を固めた。国王の家産管理の役職から、国務の官職が分離され、職務の専門化がすすんだ。他方、領主制の慣習法に代わって統一的法体系の整備、貴族会議の抑圧、都市自治体の廃止、民兵の解散、領主城砦の破棄、州総督の権限縮小や配置転換など中央集権化が進められた。

アンリ四世時代には、売官制（venalité des offices）が行われ、内閣書記官ポーレットは、一六〇四年ポー

レット法を定めて、司法財政官職保有者は、一定の年税（官職価格の六〇分の一）を納めれば、世襲と売買を法認され、以来官職は不動産と同様に扱われるようになった。年税収入と新官職の設置によって国庫はうるおった。他方、ブルジョワは、高等法院などの官職を買って「法服貴族」（noblesse de robe）とよばれる特権階層を形成し、大貴族の「帯剣貴族」（noblesse d'épée）に対抗するようになった。この時代土地売買が自由化され、土地集積が大規模に進行した。ブルジョワは、（イギリスのブルジョワのように新興産業に投資するのではなく）官職と土地に投資した。彼らは、大貴族と同様都市に住む不在地主であった。四世の死後大貴族は、小貴族を動員して武力反乱を企てたが、この「帯剣貴族対法服貴族の、貴族対第三身分の闘争」は、一六二〇年代に貴族の敗北に終わった。次に起こるのは、王権と法服貴族の対立である。

絶対王制成立の第二期は、リシュリユー（一五八五―一六四二年）の時代であった。彼は、教会貴族の出自、一六二九年新設の宰相職に就いた。高等法院の上に枢密院が設置され、売官制官職は縮小廃止され、これに代わって任命制の強力な直轄行政体系がつくられた。絶対王制最初の体系的法典といわれるミショー法典（一六二九年）は、高等法院の諫奏権の制限や政治介入の禁止などを規定するとともに、知事制を法制化している。各県に派遣される知事の権限は拡張されて、司法・行政・軍事・財政の全般にわたって直接王権を代表した。高等法院に干渉し、地方裁判所を直接指導し、徴税全般を監督し、直接税を小教区に割当てた。こうして知事は、地方行政を枢密院に直結する役割を果たした。

リシュリユーは、ブルジョワジーの関心を官職・土地保有から貿易商業に転換させた。特権都市は台頭しつつあった貿易商・金融業者に広範な特権を与え、オランダ・イギリスと競争する巨大貿易会社を設立した。この重商主義政策に法服貴族は真っ向から反抗したが、王権によって圧倒された。これが絶対王制の完成期、つ

まりルイ一四世（在位一六四三～一七一五年）とコルベール（一六一九～一八三年）の時代である。一四世は、マザランの死後、宰相職を廃して親政を行なった。枢密院は構成員を三名に限定し、コルベール（ランスの毛織物商）らの特権商人を任命した。基本政策は、一四世親臨の枢密院（週三回および必要に応じて開かれる）で審議決定された。枢密院には専門別の國務會議^{コンセイユ}が属し、約三〇名の國務顧問官と約五〇名の調査官が勅令の起草審議に当たった。コルベールは、一六六四年商業國務會議を設置し、特権商人三人を顧問として「産業規制」の指導機関とし、翌年新設の財務総監に就任し、事実上宰相の地位を占めた。

知事制も一六六〇年代には完成し、知事の長期駐在も確立した。知事は約三八名。ルイ一四世時代の六八名の知事のうち、二四名は二〇年以上異動しなかった。彼らは「国王の官僚」として全権を附与されたから、売官制の財務官吏は事実上職を奪われた。知事は、また「産業規制」の推進者であった。特権商人と連携して、工業法規の実施、特権製造業の建設などを促進し、知事自身がしばしば特権製造業の大株主であった。他面、高等法院は抑圧され、一六七三年の勅令によって異議提出は一切禁止され、たんなる司法機関にすぎなくなり、ルイ一四世末期までまったく沈黙する。

一七一五年ルイ一四世が没するや、大貴族は、絶対王制の改革（制限王制の樹立）をめざして政権を掌握したが、統治能力を欠いていた。一七二六年ルイ一五世の親政となるや、ブルジョワの財務総監が任命され、重商主義が復活する。ところが一七五七年には法服貴族・帶劍貴族が政権をとりもどし、重商主義体系を廃止する。しかし一七六九年これに代わった政府は、高等法院に大弾圧を加え、重商主義体系を再建したが、ルイ一六世（在位一七七四～九二年）は、即位するや高等法院を復活した。こうして貴族とブルジョワジーが抗争し、重農主義と重商主義が交替した。この間に法服貴族と帶劍貴族は、免税などの封建的特権をもつ地主として利害

一致し、後者は、前者に依存して特権の維持をはかった。両者はまた、婚姻や職業を通じて混交し融合した。「かくして一七世紀に特徴的な三つ巴の対立―王権と帯剣貴族となお半ばブルジョワ的な法服貴族の対立―に代わって、王権と中産階級改革者、および血統と官職の既得権益を擁護する貴族からなる三つ巴の対立があらわれたのである」(F. Ford, *Robe and Sword*, 1953, p.218)。

二 フランス革命

フランスの商工業は繁栄していたが、戦争と浪費、貴族の年金などで国庫は破綻に瀕していた。政府は、気の遠くなるような赤字を補填するために、貴族の免税特権に手をつけざるをえなかった。これに反対する高等法院の運動は一七八七年五月から拡大した。彼らは、改革を拒否し、宮廷の浪費を指摘し、節約を要求した。怒ったルイ一六世は、国王が主宰する全権裁判所を設置し、高等法院を抑圧したが、八月にはジュネーヴの銀行家ネットワークを再び財務総監に登用し、彼の意見を入れて全権裁判所を廃止し、高等法院を召還し、一六四一年以来開催されたことのない等族会議の召集に同意した。高等法院は、改革を回避する名目として等族会議の開催を主張していたが、事態は開催にまでいつてしまった。「貴族の反乱は王を敗北させたが、しかし、大革命への道をひらいた」(A・マチュ『フランス大革命』一九二二―二七年、ねづまさし・市原豊太訳(三巻)、岩波文庫、上巻、六七ページ)。

等族会議は、一七八九年五月召集されたが、決議方法(身分別会議か全体会議か)の対立で行き詰まり、第三身分会議は、王命に反抗し、他の身分会議に合流を招請して「国民議會」を開くことを宣言した。しかし国

民議會は武力彈圧の危険にさらされていたから、第三身分會議の代議員を指名したパリの選挙委員四〇〇名は、市民軍の結成に着手した。彼らは、七月一日バスチーユ要塞司令官に対して武器の引き渡しと大砲の撤去を要求し、これがきっかけとなってバスチーユ襲撃事件が起こった。

パリは、中央集権体制の中核であった。フランスには人口一〇万以上の都市は二つしかなかった。パリが八〇万、リヨンが一四万。パリの動静が地方を動かした。新聞の大洪水が地方に波及し、パリと同様第三身分の委員会と市民軍が編成された。農民の反乱は、七月下旬イール・ド・フランスにはじまり急速に拡大した。農民は、警鐘が鳴ると猟銃・大鎌などをもって貴族館に押し寄せ、地代の古証文を要求し、呪うべき羊皮紙を中庭で焼き捨て、ときには館に火を放った。直接税や夫役や兵役の重圧のもとに「社会の駄馬」として何世紀も隷従していた農民の怨みと怒りが燃え上がった。

しかし、トクヴィルは注目すべき点を指摘している。すなわち、人民は必ずしも貧窮に打ちひしがれていたわけではない。知事は地方行政に恩恵的な改良を試みていた。政府も改革を検討していた。ルイ一六世時代はむしろ改革の時代だったからこそ、革命が起こったのである。「人々が革命に走るのは、必ずしも事態が悪化の一途をたどっているときとは限らない。多くの場合、最も重く厳しい法律に何の不平ももらさず、意識していないかのごとく耐えてきた国民は、その法律の重圧が軽くなるや否や、徹底的に拒否の姿勢を示すものなのである。〔中略〕不可避のものとして耐え忍ばれてきた弊害は、逃れられる可能性が開かれるや否や、我慢ならないものとなるようだ」(『旧体制と大革命』一九九八年、小山勉訳、ちくま学芸文庫、三六二ページ)。

一七八九年八月四日国民議會は、ソアイユ子爵が提案した貴族の免税特権の廃止、賠償による封建地代の廃止、農奴・賦役などの無償廃止を承認し、一夜のうちに過去は放棄され、明け方には新しいフランスが誕生したよ

うにみえた。しかし二六日採択された「人間と市民の権利の宣言」に対して国王は裁可を与えなかった。つづいてはじまった憲法討議では王党派と愛党派（革命派）の対立は収拾すべからざる状態に立ち至った。かくするうちに貴族の亡命と通貨の持ち出しによって、パリの商工業は打撃を受け、失業が増加し、長い列がパン屋をとりまいた。政治不安と社会不安がかさなり、それを新聞が書き立てる。

一〇月六日ベルサイユにいた国王は、パリから押し寄せた民衆に強要されてパリに戻り、テュイルリー宮に軟禁された。国王と議会と民衆を調停しようとしていたラファイエットと愛党派の大部分を占める立憲派（穏健な王制のもとでのブルジョワ支配を目指す）は、進退窮まった。彼らは、民衆の急進化をおそれて王党派に妥協を求めたが、王党派は強気でこれを受け付けようとしなかった。

エドモンド・バークが『フランス革命の省察』を数ヶ月かけて脱稿したのは、一七九〇年八月であつた。革命派に加わつたパリの青年に対する書簡として書かれたこの書物は、パリの革命家と、彼らに共鳴するロンドン革命協会のホイッグ急進派や非国教派知識人に対する鋭い警告であつた。「貴方がたのかつての等族会議には、貴方がたの幸福な共同体を構成する様々の階級と対応したあの通り様々の構成部分がありました。利害の結合と対立、作用と反作用——自然の世界においても政治の世界においても、矛盾し合う諸力相互間の戦いの中から宇宙的調和を導き出す、かの作用と反作用——のすべてもまたあの通りに存在していました。貴方がたが貴国旧国制や我が国現憲法の大欠陥と見做したこれら諸利害の対立や葛藤は、実はあらゆる軽率な決定に対して健全な抑えを置くものなのです。それは熟慮ということをし、選択の問題としてではなくて必然の問題として行わせます。すべての変革を妥協の問題とさせ、そこに自ずと節度が生まれます。それは中庸をもたらし、苛酷で粗野で歯止めの無い革新の甚しい害悪を防止します」。「貴方がたは、古来の等族会議の中にこれらの長所す

べてを備えていました。ところが貴方がたは、未だかつて文明社会など形造ったことなど無いかのよう、すべてを新規に始めなければならぬかのように、行為する道を選択したのです。貴方がたの始め方は誤っています。というのも、自らのものすべてを蔑視することから始めたからです」（半澤孝麿訳、一九七八年、みすず書房、四六ページ）。

「誰にせよ、一体どうすれば、自分の国を白紙に過ぎないもの、好き勝手に何をその上に殴り書きしても構わないもの、と看做す程まで傲慢の調子を上げられるのか、私にはまったく理解も及びません。〔中略〕しかし、立派な愛国者や真の政治家ならば、如何にすれば自らの国に現存する素材で最善が得られるかを常に考えるものです。保存しようとする気質と改善する能力とを合したものが、私にとって真の政治家の基準です。それ以外のすべては考えるだに低俗であり、実行されれば危険です」（同上一九七ページ）。

イギリスには国王を処刑した苦い経験があった。それあればこそ名誉革命の妥協が可能となり、それが議会議制の礎となった。フランスもそこまでいくことになる。そこまで行かなければわからない。トクヴィルがいうように、宮廷に謂集して華美を競い、社交に明け暮れる貴族たちは、自信を喪い、自嘲的にさへなっていた。自分たちが何をしているのか気が付かなかった。そして哲学者の脳中に胚胎した自然権や社会契約の思想が知識人革命家たちを魅惑し、彼らが民衆の不満を煽動し動員した。かくしてルソーの幻想が流血と恐怖を惹起したのであった。

ルイ一六世は、時を稼ぎながら、周囲の王制諸国の援助によって王権を回復する機会をねらった。亡命貴族も奔走した。そして一七九一年六月、決定的な事件が起こった。召使に扮して逃亡中の国王がヴァレンヌで発見され、パリに連れ戻された。議会は、国王の地位と権限を停止し、フランスは事実上共和国になった。もっ

とも国民議會は、王制廃止を決定したわけではない。ブルジョワ議會は、王制を望み、これ以上の革命を望まなかった。ところが七月一七日マルス練兵場で虐殺事件が起こり、愛国派は二つに割れた。ロベスピエールのジャコバン派と、他方にラファイエット派やフイヤン派などの大ブルジョワ諸派である。

一七九一年九月国王は、憲法制定議會が議決した憲法を受け入れ、国民への忠誠を誓った。議會は、国王万歳と唱えて解散、一〇月立法議會が開会する。代議員七四五名の全員がブルジョワ出身で地主と弁護士が圧倒的に多い。大部分は三〇歳未満で多くが地方議會の経験を持っていた。経済的混乱と干渉戦争の脅威の中で事態は窮極の政治真空に向ってずれ落ちていく。立法議會は、一七九二年九月国民公会に変転し、主導権は、フイヤン派からジロンド党へ、さらにジャコバン党に移行した。一七九三年一月ルイ一六世の処刑、三月対外戦争のための徴兵制・物価統制が施行され、九月公安委員會の支配が成立する。ジャコバン党は、保守派・穩健派を弾圧するだけでなく、彼らを権力にまで押し上げた民衆の無政府的エネルギーを抑圧しなければ、権力を保持することができなかった。エベール派を切り捨てたあと、サンキュロットは鳴りをひそめ、ダントン派を排除したあと、山岳派は沈黙した。国民公会は、公安委員會の提案をことごとく受け入れ、議員は、発言も發議もしない。こうして革命は、押し黙ったまま窮極の「恐怖政治」になだれ込んだ。

ロベスピエールは、一七九四年二月五日国民公会でこう演説した。われわれの目的は何か、それは「平等と自由とを平穩に享受することと、この永遠の正義―その諸法律は今や嚴に刻されるよりもさらに消しがたく万人の胸中深く刻み込まれた―の君臨せんことである」。政府を支え活動させる原動力は徳である。公徳である。祖国とその法律に対する愛以外の何物でもない。平穩な時代ならば、徳を説くだけでよいであらう。しかし、いまは「共和国の内外の敵どもを撃滅するか、共和国と共に仆れるかという危急存亡の秋である。かかる情況

のもとにおいては、諸君の政治の第一の格率は、民衆をば理性をもって導き、民衆の敵をば恐怖をもって圧することではならぬ。平時における人民的な政府の原動力が徳であるとすれば、革命時におけるそれは徳と恐怖である」(M・ブッロワゾ『ロベスピエール』一九五八年、遅塚忠窮訳、文庫クセジュ、四八～四九ページ)。

「徳と恐怖の共和国」は耐え難い。ほどなくゆれもどしがくる。国民公会は、一七九四年テルミドール九日(七月二七日)ロベスピエールの逮捕を決定した。これを知ったサンキュロットは、ロベスピエールを公会から奪い戻して、市庁舎に移し、三五〇〇人ばかりがグレーヴ広場で蜂起の指令を待っていた。しかるに彼は、なぜか蜂起の指揮をとろうとしなかった。夜公会軍が市庁舎を包囲し、翌日夕刻六時ロベスピエール派二二名は、四台の馬車で革命広場に運ばれた。馬車がセーヌ河畔を通るとき、ブルジョワは、歓喜の声をあげた。

三 ナポレオン

ブルジョワジーは、権力に復帰したが、その支配は不安定だった。一七九五年三月パリで飢饉と貧困に陥った民衆の暴動が起こった。暴動は鎮圧され、指導者は絞首台に送られ、デモクラシーと独裁を阻止する共和第三年憲法が成立した。他方、復帰の機会をねらっていた王党派(背後にはイギリスがいる)は、ヴァンデミエール一三日(一〇月五日)蜂起を煽動して国民公会を包囲したが、処置を一任されたバラスは、砲兵士官ナポレオン・ボナパルトを起用してこれを鎮圧し、国民公会に代わって「執政政府」を設立した。ナポレオンは、国内軍最高司令官になり、「ヴァンデミエール將軍」の名が知られるようになった。

執政政府は、王党派の復讐とジャコバン派の蜂起におびやかされてナポレオンの武力に依存せざるをえなかったが、同時に彼の野心を警戒して彼をエジプト遠征に派遣した。エジプトに赴いた彼は、一七九九年八月フランスと対フランス同盟諸国の間の戦機が迫ったことを知って帰国を急ぎ、一〇月にはパリに現れた。そのニユースは、パリを沸き立たせ、民衆は、彼の周囲に集まった。彼は、フーシエ、タレーラン、シエーイエスとともにクーデタを企てる。一七九九年ブリュメール（十一月）一八日のクーデタ。一二月共和第八年憲法が發布された。ナポレオンの布告は「市民諸君、革命は、当初の原理の上に安定化される。革命はおわった」と述べている。しかし元老院（四〇歳以上六〇名）、護民院（二五歳以上一〇〇名）、立法院（三〇歳以上三〇〇名）の議員四六〇名のうち、五七名が革命期の議員、三三〇名が執政時代の議員で、全体として反ボナパルト的であったが、政府の中心は行政組織であった。彼が重視したのは國務院である。第一統領すなわちナポレオン（一八〇四年皇帝）に所属する純粹に諮問的な会議であり、決定はナポレオンが行なう。國務院委員二九名は、党派や身分よりも学識や経験によつて任命され、そのうち七人は一五年後ナポレオン没落までその地位にあった。ほかに一〇省あり、ここでも彼は身分・党派にかかわらず行政手腕のある者を求め、みずから高等行政官の任免を行なった。地方行政については、九八（のち一〇二）の県にナポレオンが任命する知事（プレフェ）を派遣し、四〇〇の郡に郡長を置いた。知事制は、王制時代の知事制の復活であるが、能力本位の任命であり、ナポレオンの掌握は徹底的であつた。

トクヴィルは『旧体制と革命』（一八五六年）のなかで「フランス革命のあと」王政を覆したばかりの国民の胎内から、突如として、わが国歴代の国王がかつて行使していた権力よりも広範で緻密な、絶対的権力が誕生した」のはなぜかに答えようとした。いわく、「自由への愛は、無政府状態と民衆独裁のただ中で、冷め衰

えていった。狂ったようになった国民は、手当たり次第に支配者を探そうとした」。そこで専制支配者が灰燼の中から復活したが、他方王制時代に中央集権を制限していたものはすべて破壊されてしまった。だから、無制限のあからさまの専制が実現することになったのである（前掲、四〇七～〇八ページ）。

ナポレオンがフランス史に遺した支配の典型は二つある。いずれもイギリスには見られない。第一は、危機を脱出し秩序を回復する人民投票的指導者である。彼は、議會政治の外側から現れ、ブルジョワジーに支持され、民衆歓呼のうちに超議會的権力を獲得する。ナポレオン三世（後述）やド・ゴール將軍がそれである。第二に、弱体で動揺する政治を背後で支え、社会經濟的發展を維持する中央集権的官僚制の構築である。

ところで、フランス革命によって震撼した王制諸国は、ナポレオン戦争によってさらに衝撃を受けた。彼は王侯貴族の社会を破壊し、抑圧された諸民族を解放し、ヨーロッパにフランス帝国を建設しようとした。一八一五年ようやくナポレオンが没落するや、王制諸国は、ウィーンに会して、ヨーロッパをフランス革命以前の状態に戻すことを宣言し、フランスにはブルボン家が復辟したが、王侯貴族の国際社会の復活はもはや不可能であった。フランス革命とナポレオン戦争は、ヨーロッパを後戻りできないほどに変えていたのである。

四 産業革命、ブルジョワ王制

一八一四年復古王政のルイ一八世が国民に与えた「憲章」は、王権の自己制限を宣言した欽定憲法であって、国民主権に立脚してはいない。世襲の国王は、宣戦・講和・条約締結を含む執行権を保持し、法律の發議・裁可公布の立法権に参与し、下院（代議院）の解散権をもつ。立法機関は、上院（貴族院）・下院の二院からなり、

権限はほぼ法案および予算の議決権に限定された。内閣は、国王によって任命され、国王に対して責任を持つ。しかし、議会と国王の関係、とくに首相を任命するのは国王か議会かは明確には規定されなかった。

上院は、王族および国王が貴族・高官・軍人等から随意に任命する議員からなる。議員身分は世襲であり、新規の議員は爵位を与えられる。下院は、憲章によって三〇〇フラン以上の直接税納税者で三〇歳以上の男子による選挙。一〇〇〇フラン以上の直接税納税者で四〇歳以上の男子は被選挙権を持つ。この制限選挙制は、大地主に有利であった。選挙権者は一八一七年一万、被選挙権者は一万六〇〇〇人程度。一八一五年の最初の代議員選挙で四〇二議席中、亡命貴族を含む貴族が三五〇議席を占めた。彼らウルトラ王党派は、専制的王権と官僚制に反対して地方分権（中世的王制）を要求した。これに對抗して国王と内閣は、立憲君主制支持者を結集し、一八一六年解散・総選挙の結果は、二三八議席中、立憲派が一举に一四六議席を得た。ウルトラ派は九二議席に激減。立憲派は、さらに選挙法を改正してウルトラ派を追い込んだ。他方、一八一七年立憲派から分離した左派（独立派）がめざましく躍進。一八二〇年立憲派は左右に分裂し、それぞれウルトラ派と独立派に接近吸収され、代議員は、王党派と自由派に二分された。

一八二〇年大地主の政治的発言を強化する選挙法改正によって王党派圧勝、ウルトラ派内閣が成立。ルイ一八世が死去し、ウルトラ派の首領アルトワ伯（ルイ一六世の弟）が即位してシャルル一〇世となってウルトラ派政権が成立し、復古派の攻撃が始まった。これに対して自由派・ブルジョワ派の反撥が激化し、ウルトラ派のなかの急進派も政府に敵対した。一八二七年総選挙で王党派（政府派）が一五〇／一八〇議席、自由派もほぼ同数。ウルトラ派六〇／八〇議席。三つ巴の政争の中で躍進した自由派に対して政府は一八三〇年議会を解散。選挙結果は四二八議席中、政府は一四三名、反政府派二七四名。行き詰った王党派内閣は、またもや選

挙法を改め自由主義的ブルジョワを除外して貴族・大地主を強化し、新議会に政府派多数をつくろうと企てた。これに反抗してパリでは七月、職人・商人・学生たちが蜂起し、市街戦となった。自信をなくしたシャルル一〇世は、イギリスに亡命し、復古王制は瓦解した。「七月革命」といわれる。

自由派は、オルレアン家のルイフィリップを王位に据えた。「ブルジョワ王制」といわれる。当時二六歳のトクヴィルは、八月二六日友人シャルル・ストッフエルにこう書いている。シャルル一〇世の没落は「中産階級」の勝利であるが、これで革命が終わったのではない。下層の人々がいつかは中産階級に反抗して彼ら自身のために戦う日が来るであろう。「中産階級は革命を行なった。彼らがすぐさまそれを後悔することのないように祈る。すでに下層階級は、彼らを新しい貴族階級として扱っている。新聞はその火をあおりたて、人民は政治勢力となり、へつらう者を求めている。中産階級は、彼らに圧力を加えつつある運動に反抗して結集することができるとであろうか。彼らは、その地位に迫った危険を悟り、団結してその地位を補強するほど明敏であろうか。そうあって欲しいが、あまり多くを期待できない。ともかく、この問題の解決に、われわれの将来はかかっているのだ」(E. Gargan, *Alexis de Tocqueville*, p.11)。

歴史の中に姿をあらわした「中産階級」と「下層階級」があきらかに認識されている。それは当時の知識人・ジャーナリストの間で常識となっていたであろう。そして一八三六年の「一七八九年前後フランスの社会政治状況」で、トクヴィルは、中産階級は貴族支配を打倒することができたが、みずからは政治指導権にぎらず、これを集権的政府にゆだねたために、中産階級の自治がおびやかされることになったと述べている。晩年の『旧体制と大革命』（一八五七年）の核心がここですでに語られている (Gargan, op.cit., pp.22～35)。

ところで、一八三一年以来政権を掌握し、一八三五年からイギリス型の議院内閣制を要求するギゾーら保

守派指導者と、「君臨しかつ統治する」王権を要求する国王ルイフィリップが衝突し、一八三八年末には国王に対抗して保守派と改革派が「連合」し、翌年三月選挙で国王側を圧倒した。二四〇議席対二〇〇議席。しかし、ブランキの革命派の蜂起、ルイ・ボナパルトの蜂起があいつぎ、選挙権拡張運動が拡大するのに対し、一八四〇年にはルイフィリップとギゾーの妥協が成立し、八年間の協調が始まる。政府は、国際平和と国内秩序を維持して「中産階級の支配」を確立することを目標としたが、議会に安定多数をもたず、中間派議員を官職・利権をもって誘引して多数派工作を行なわねばならなかった。しかし一八四六年選挙で二九一名の与党議員を得て（反政府派一六八名）、ギゾー内閣は安定した。

「ブルジョワ王制」といわれた七月王制は、貴族勢力が後退し、ブルジョワが勢力を伸ばしたが、その中でブルジョワ地主が最大勢力をなし、これに対する銀行家・大商人・製造業の実業ブルジョワは少数派であった。農業の比重はなお圧倒的であり、農業人口は人口の約八割を占め、農村には家内工業が散在していたに過ぎない。工業化の発展が見られたのは、ノルマンディー、アルザス北部東部の大綿業、ローヌ東部北部の鉦山・製鉄業であった。機械化や大借地農による農業革命は、北フランスの一部に局限されていた。

実業ブルジョワジーは、政界の少数派であったが、権力の中枢に登用されてサン・シモン主義の情熱に動かされて工業化を促進した。オートバンク（パリ居住の二〇数家の銀行家たち。復古王制期からこの呼称がある）は、国債発行引受や貨幣取引などの金融業のみならず、鉄道建設・鉦山製鉄等の基幹産業に投資し、これを経営した。大地主もまたこれらの投資・経営に参加した。こうして銀行家・工業家・大地主は、民衆社会から隔絶したカストを形成し、政府の保護育成を期待した。とくに重要なのは、保護関税と鉄道建設であった。

三九年以来ブルターニュのヴァローニュから下院に選出されていたトクヴィルは『回想録』に七月王制をこ

う描いた。「アンシャン・レザームから生きのびてきたすべてのものは、永久に破壊された。一八三〇年に、中産階級の勝利は決定的になったのである。この勝利は非常に完璧なものだったので、すべての政治的権力、すべての自由の権利、すべての特権、政府の全体が、ブルジョワジーの狭い範囲のなかに閉じ込められ、そのなかに山積みされたかのようなだった」。「この七月革命が完結すると、あらゆる政治的激情に大きな緩和がもたらされ、あらゆる事件が、言ってみれば全般的に小型化するようになり、社会的富が急激に増大した。中産階級に固有の気風が、政府の全般的気風となった」(『フランス二月革命の日々』一九八八年、喜安朗訳、岩波文庫、一七―一八ページ)。

「かくてフランスは二つの部分、というより不均等な二つの圏に分かれた。上層のそれは国民の政治生活のすべてを包み込むはずのものであったが、そこには沈滞と無力と不活発、倦怠のみが支配していた。下層の圏では反対に、政治生活が出現し始めており、それは苛立ちを示し不揃いなものだったが、注意深い観察者であれば容易に気がつく徴候として表面化していた」(同上二七ページ)。「いくばくもなくして政治闘争が展開されることになろうが、それは持てる者と持たざる者との間で闘われることになろう。闘いの場は所有におかれ、政治の主要問題は所有者の権利に多少とも肉迫する修正を加えるという点をめぐり回転していくこととなる。こうしてわれわれは社会の大激動、大党派の出現を目にすることになる」。「こうした将来の前兆が出現しているのに、どうして人びとの耳目を驚かすことがないのだろうか」(同上三〇ページ)。彼は、同趣旨を一八四八年一月二九日代議院で演説した(同上三一―三二ページ)。

五 二月革命、第二共和国

トクヴィルの危惧は、すでに現実となっていた。反政府派の代議員は、頻発する政府高官の汚職事件を攻撃し、選挙権拡張を要求した。改革派は、新聞に対するきびしい規制を免れるため、イギリス風の「宴会」を開いて氣勢を上げた。一八四七年七月からはじまった宴会は、意外なほど成功し、パリの舞踏場や料理屋の大広間に聴衆が押しかけ、波紋は地方にもひろがった。反政府派の二潮流、中央左派（ティエール）と王党左派（オディロン・パロ）は連合した。反対派も政府派も互いに挑発し合い、つつきあつて同じ深みへと押し流されていった。彼らはすでに深みのへりまで来ていることに気づかず前進し続けた（同上四〇〇四二ページ）。

産業化がすすむ中で、パリは人口一〇〇万を越えていたが、依然として手動工場・家内工業の労働者、熟練職人の都市であり、彼らは、フランス革命当時の場合末町と市場町に住んでいた。フランス総人口の四分の三は農民であつたが、「社会主義」という言葉は、一八三四年初めて使われ、ブランキ、ブルードン、サン・シモンらさまざまな社会主義思想が流布しはじめていた。一八四八年二月二日ギゾー内閣は、翌日に予定されたパリ、シャンゼリゼ街区の改革宴会を禁止した。反政府派は、禁止を憲法違反として大臣不信任案を提出した。二三日ルイフィリップは、国民軍の離反をおそれ、その要求に応じて八年間政権を委ねてきたギゾー内閣を罷免し、前首相モレに組閣を命じた。トクヴィルは、凱歌をあげる同僚を「みなさん（代議員たち）」は内閣が倒れたことを喜んでおられる。しかし倒れたのは権力それ自身だということが、おわかりになっていないのではないか」と言つてたしなめた（同上六一ページ）。

その夜外務省官庁街の偶発的虐殺事件に触発されて、秘密結社と民衆はバリケードを築いた。翌日国王は、

意気沮喪して恐慌状態のテュイルリー宮で退位文書に署名し、七月王制は、あつけなく自壊した。「敗北した者がその敗北に驚かされたのと同様に、勝利した者も、自らの勝利にびっくりしていた」（同上二〇七ページ）。翌二五日午後トクヴィルは、パリを見てまわった。「私はなかならずこの日、二つのことに強く印象づけられた。その第一は、生れ出た革命の民衆的な性格ということであつた」。「この革命は、語の厳密な意味での民衆、つまり自ら働いて生活する階級に、その他の階級を圧倒するような全能の力を与えたのである。そして第二は、突然、権力の唯一の主人公となつた下層民衆が、この段階で、憎しみをもつた情熱や、何らかの激情を表出するということとは実際には少なかったということである」。「七月革命は民衆の手によって遂行された。しかし民衆を扇動し導いていった中産階級が革命の主要な果実をその手にしたのであつた。二月革命はこれとは逆に、ブルジョワジーの全く手のとどかぬところで、ブルジョワジーに対立しておこなわれたように思われた」（同上二二二―二四ページ）。すなわち、七月革命では中産階級が指導権を握つたが、二月革命は中産階級のしらぬ間にデ・モ・スが行なつた。

一八四八年四月憲法制定議会選挙は一般普通選挙で行われた。有権者は二五万から一挙に九〇〇万に増加した。結果は、パリの「社会革命」に対抗する中産階級と農民の勝利であつた。議席八八〇のうちブルジョワ共和派約五〇〇名、オルレアン派約二〇〇名、^{レシテイニスト}正統派および保守派カトリック約一〇〇名、急進派および社会主義派一〇〇名名たらず。労働者出身はせいぜい三〇名。ブランキ、カペーなど戦闘的分子もブルードンもパリで落選した。ヴァローニユから選出されてパリに戻ってきたトクヴィルは「ブルジョワと民衆」のあからさまな反目をまのあたりにした。

国立作業場（公共事業省の失業者救済機関）の解散に反対する労働者は、一八四八年六月「民主社会共和国」

を実現すべく武装蜂起した。国民議會は、ただちに戒嚴令を布き、陸相カヴェニヤック將軍に執行權を委ねた。四日間の激戦で蜂起は鎮圧されたが、パリ東部の労働者街には屍体の山ができた。告発された一万一六九三人の職業は、石工五五四人、指物師五一〇人、靴職人四一六人、家具師三二一人など、いずれも古い職種である。入獄した者の中では賃金労働者よりも小親方・商店主・独立職人のほうが二対一くらいの割で多かった。もつともそのなかに八〇余人の鉄道員と二五七人の「機械工」がいたのは注目される（G・リューデ『歴史における群衆』一九八二年、古賀秀男ほか訳、法律文化社、二一七―一九ページ）。

トクヴィルは、この六月事件は「政府の形態を変えろ」という目的は持たなかったが、社会の体制を変えることを目的としていた」点で際立っているという。「社会主義の理論が思想の面で二月革命を性格づけたように、六月事件は事実の面で二月革命を特徴づけた」（前掲、『フランス二月革命の日々』二三六―三七ページ）。

ジョン・S・ミルは、一八四九年四月二月革命を擁護する論文を書いた。二月革命は「権力を期待も追求もせず、権力を私的目的のために行使しない人々に権力を委ねたという点において、ほとんど他に例をみない」革命であった（*Collected Works of John Stuart Mill, vol.XX, p.322*）。最初の政府委員七名は、ラマルティース、ルドイユ・ロランら高名の代議院議員であり、三名はパリの法曹家であり、マラーヤルイ・ブランら四名は、著名な共和派のジャーナリストであった。彼らは、ブルーム卿が非難するような無名のならずものやごろつきではない、とミルはいう。

ミルは、イギリスとフランスの議會政治の比較を試みている。「イギリスでは、いかなる原則も完全に行なわれることはない。原則と実際が一致しないのは、当然であるばかりでなく、望ましいこととされている。これは警句や風刺ではなく、イギリス人共通の感情の抑揚を素直にあらわしている」。立憲王制がまさしくこれ

である。これは「民衆の自由」の支持者と「絶対王制」の支持者の「妥協」にほかならない。それが名誉革命の精神だった。イギリスは、制度の理論ではなく制度の運用^{セオリー}だけを尊重する。フランスではそうではない。制度から理論を引き出し、理論によって制度をつくる。だから、イギリス人特有の性向を理解できるフランス人はほとんどいない。多くの外国人は誤解して根っからの偽善であるという。しかしイギリス人からいえば、大陸諸国民の単純さ直截さが理解しがたい。理論と運用の食い違いにこだわるのは、イギリス人から見れば、フランス人の道楽である。良識の欠如に見える。だから、立憲王制の運用を理論化したのはフランス人であって、イギリス人ではない。「王は君臨すれども統治せず」といったのは、フランスの評論家ティエールであって、イギリス海峡のこちらでは運用上行なわれていても、理論としては根づかなかった (ibid. pp.331～332)。

ミルによれば、フランスでは共和制が最も自然で好もしい自由政治とみなされるが、大きな障碍が二つある。一つは、多数が政治に無関心であり、教育が普及せず、政治議論や政治参加の慣習がないこと。もう一つは、フランス革命の追憶である。流血に対する強い恐怖心がある。「この原因が残る限り、共和政府が樹立されたとしても、その存立は多かれ少なかれ不安定となるのである」 (ibid. p.332)。臨時政府は、このことをよく知っていた、とミルはいう。彼らは、突然権力の座につき、困難な任務を担った。「彼らは、名目的な独裁者であって、軍隊と警察の支援をうることができなかった。支持者の組織もまったくなかった。彼らは、絶対的な支配者であったが、服従を強制する手段を持たなかった。そして自発的服従のみによって革命後まる二ヶ月間パリを支配したのである」。「彼らの民主的諸原則は、彼らが権力を掌握しても、彼らの政見を意欲をもたぬ多数に専制的に強要することを禁じた。そして彼らの法案について、自由公平な選挙で選ばれた国民議会に承認を求めることを強制したのである」 (ibid. p.335)。

無力で無経験な政府は、にもかかわらず、誠実で真摯な努力を続けた。彼らの目的とおかれた状況を考えれば、彼らの政策と行動に非難されるべきものは見出されない。政府委員の地方派遣、選挙の実施、外交政策（一八五一年諸条約の廃棄、被抑圧諸民族に対する好意）、社会主義（国立作業場設置、リユクサンブル委員会）は賞賛すべきものであった、とミルは評価している。

一八四八年成立した共和国憲法は、国民主権を基礎とし、執行権（大統領）と立法権（一院制議会）の明確な分離を規定している。大統領は、直接普通選挙で選ばれ、任期三年再選不可、条約の締結、軍の統括、閣僚高官の任命など強大な権限をもつ。他方、国民議会は、普通選挙・小選挙区制によって選出される七五〇の議員からなり、任期四年、大統領によって解散されない。しかし、執行府と立法府の関係について規定がない。すなわち、議会に大統領罷免権はない。

ミルは、前引の「二月革命擁護論」の最後に共和国憲法を論評している。大統領は、人民の直接選挙よりも国民議会の間接選挙のほうがよい。アメリカ大統領が議会によって指名されるのであれば、著名で有能な政治家が出るであろうが、直接選挙だから、いつも無名で凡庸な人物か、政治以外の分野で知られた人物しか出ない。また「大統領と国民議会が対立する場合、任期三年間の相互の敵意を避ける方法は、クーデタ以外にないであろう」。だから「直接普通選挙で大統領を指名するのは、フランス憲法作成者の最大の間違いではなかったかとおそれる」（ibid. pp.362～63）。大統領が議会によって選出されれば、議会の傀儡となるかもしれない。しかし大統領に議会解散権を与えれば、大統領と議会は均衡するかもしれない。

一八四九年五月の議会選挙では、正統派とオルレアン派およびブルジョワ保守派からなる「秩序派」と、急進派と社会主義派が合流した「山岳派」が対立した。選挙結果は秩序派が投票数の五三%、約四五〇議席を占

めたのに対し、山岳派は予想外に進出して得票三五%約二一〇議席、ブルジョワ共和派は著しく後退して選挙地図は、左右二大ブロックに分裂した。ロワール以北の先進地帯（大工業・大借地農）の相当部分が右翼の、パリなど大都市はロワール以南の後進小農地帯が左翼の地盤であった。

意外な進出に狂喜した山岳派は大胆になった。ルドリュ・ロランらは、六月一二日夜民衆と国民軍に対して憲法と共和国を守るため一三日朝三時デモのため集合することを呼びかけた。議会は、これを口実として戒厳令を布き、シャンガルニエ將軍は「蜂起」を弾圧した。デモ隊は追い散らされ、ルドリュ・ロランらは逃亡した。政府は、政治クラブを禁止し、新聞を規制し、戒厳状態がつづいた。当時バロ内閣の外相になっていたトクヴィルは、蜂起の弾圧を支持した。「あのように烈しい革命の後で、自由を救い出す残された唯一の手段は、自由を抑制することだ」と考えていた（前掲、『フランス二月革命の日々』三七二―三七三ページ）。

混沌たる政局のなかで二つの党派的亀裂が深まっていた。一つは、前述の秩序派と山岳派の対立である。秩序派内閣は、社会防衛のため山岳派弾圧を強行した。山岳派は、活動領域を議会から農村に移した。一八四八年からの穀物価格の低落（農業危機、一八五二年まで）によって深刻な打撃を受けた後進地帯の小農・手工業者は急進化し、秩序派の足場を脅かした。「新しい農民戦争」「赤い共和国」の幻影におびえた秩序派・名望家層は、普通選挙制を実質上廃棄する選挙法改革を成立させた。有権者の二九%が選挙権を失い、労働者と左翼支持者は排除された。

もう一つの党派的亀裂は、帝制樹立を狙うボナパルト派と、名望家層を基盤とする議会の秩序派との対立である。背景にはサン・シモン派の新興銀行・産業資本とオルレアン派オートバンクとの葛藤があった。このため一八四九―五一一年の鉄道建設が行き詰まり、製鉄・建設業は恐慌状態に陥った。一八五〇年末からパリ軍司

令官シャンガルニエ將軍の処遇をめぐってボナパルト派と秩序派の攻防が繰り返され、一八五一年一月はじめにボナパルト派は、秩序派内閣を斥け、ルエルらの側近官僚の新内閣を任命し、シャンガルニエは罷免された。議会は、新内閣に対する不信任を議決し（四一五票対二八六票）、シャンガルニエに対する感謝決議を行なった。かくて大統領と議会の激突は避けがたくなった。

六 ルイ・ボナパルトのクーデタ

トクヴィルは、一八四九年一〇月外相を辞したが、ボナパルトの野心を警戒していた。彼の野心を抑えながら共和制を維持することがトクヴィルの仕事であった。しかしトクヴィルは「われわれは、最も偉大な個人さえほとんど重要性をもたない民主的な時代、民主的な社会に生きている」から、意見をきめるにさいして「考慮しなければならぬのは、特定のひとではなくて、何が彼をもちあげ権力の座に運ぶかである。大波に乗ったこびとは、足もとを濡らさないで立っている巨人が登ることのできない断崖の上に達することができ」。「これからどうなるのか非常に心配だ。われわれは闘っても無駄であり、国民はわれわれを自由から引きずり出しつつあると私は考える」（一八五一年一月二九日付ボームン宛 Gargan, op.cit., pp.198-99, 200）。

一八五一年四月トクヴィルは、ソレントの保養地からパリに帰ってきた。大統領任期に関する憲法改正の前哨戦が始まっていた。訪れた旧友シニアに彼はこういった。「パリに来てから、私は予言も推測もあきらめた。ただ一つはつきりしているのは、来年決定されねばならない問題の合法的解決（大統領再選を認める憲法改正）は不可能ということだ」。最も単純な解決方法は大統領自身がふたたび立候補し、それを「民の声」が圧倒的

多数で支持することだった。これは憲法違反である（大統領再選不可）が、そうしなければ、さらに恐るべき社会主義者が闖入してくるかもしれない（*ibid.*, p.204）。

トクヴィルは、議会に設けられた憲法改正委員会に選ばれた。委員会は、大統領再選を認める改正案を決定し、彼が報告者となった。しかし票決は、四四六票対二七八票で、必要な四分の三多数にはるかに及ばなかった。トクヴィルの予想通り、合法的再選の可能性はなくなった。そこでルイ・ボナパルトは、クーデタ計画に着手した。しかし議会はクーデタを阻止する武力がなかった。軍隊を握っていたのは、さきにシャンガルニエ將軍を罷免した大統領自身であった。一八五一年一月クーデタ。大統領は議会に解散を通告した。逮捕されなかった議員約二三〇名は集合して、彼の罷免と憲法の存続を宣言したが、彼らもまた逮捕された。トクヴィルもその一人だった。約三〇〇〇人が投獄され、一万人がアルゼリアに、数百人がギアナに流刑された。

トクヴィルが最も意外に感じたのは、ルイ・ボナパルトがきわめて容易に自らを秩序の救済者として売り込むことができたことであった。どうしてそうなったか。彼は、リーヴ宛（一八五二年一月九日付）にこう書いている。「胸の裂ける思いがするのは、国民の多くが喝采して、弾圧されたと思わず、主権を握ったと感じていることである。次の二つのことほど、これを明白に示すものはない。第一に、ルイフィリップの無頼な政府が人心の無気力をもたらししたこと、第二に、暴虐な狂気の沙汰の二月革命が、この無気力な人心をおそるべき恐怖に投げ込んだこと。無気力な人心は、もし未来の恐怖をもって彼らの快楽をかきみだす社会主義の幽霊が消え去るのであれば、何ことも喜んで耐え忍び、どんな支援をもことわなご」（*Alexis de Tocqueville, Selected Letters on Politics and Society*, p.283）。

トクヴィルは、一八三五年代議員に選出され、二月革命のさいは憲法起草委員であり、ルイ・ボナパルト大

統領の外相を勤め、クーデタのときは憲法改正案の報告者であった。政界の中枢にあつて動乱を経験した彼の回想録や書簡類は最も貴重な史料である。彼について行けば、当時の政界がパノラマのように眼前に展開する。そこには中産階級と労働階級、デモや民衆のうごきが画廊のように描かれている。ところで、この沸騰する政界を外側から見ていたのはマルクスである。彼がケルンを去つてパリに亡命したのは一八四三年一〇月だった。そこでドイツやロシアからの亡命者やフランスの社会主義者と接触したが、ルイフィリップの官憲に迫られてブリュッセルに移った。やがて『共産党宣言』の予言にあわせるように、二月革命が勃発した。彼はパリにきたが、すぐさまドイツに波及する三月革命を追いかけてケルンに赴いた。しかし革命の波は衰退し、彼は失意と焦燥のなかでロンドンに移り、「資本主義の運動法則」を探索するため大英博物館に通いはじめる。ルイ・ボナパルトの動向を海峡の向こうから遠望していた彼の『ルイ・ボナパルトのブリュメール一八日』（一八五二年）は卓越した政治評論である。この評論のなか所に憲法改正案の報告者としてトクヴィルの名が見える。

なお、この評論の第二版（一八六九年）の序文にマルクスが書いた解説は出色のものである。いわく「私の本とだいたい同じところに出て、同じ対象を扱った本のうちで注目し値するものは、二つだけである。ヴィクトル・ユゴーの『小ナポレオン』とブルードンの『クーデタ』とがそれである」。「ヴィクトル・ユゴーは、このクーデタの責任発行人（ルイ・ボナパルト）にむかつて、辛辣な、気のきいた悪口をあびせかけるだけである。ユゴーの著書では、この事件そのものがまるで青天の霹靂のように見える。彼は、この事件を一個人の暴力行為としか見ていない。この個人が世界史上に類例のない個人的な主動力をもっていたとすることで、その人物を小さくせずに、かえって大きくしているのだということに、彼は気がつかない。ブルードンのほうは、クーデタをそれに先だつ歴史的発展の結果として説明しようとしている。ところが、ブルードンの著書では、クーデ

タを歴史的に構成していくことが、知らず知らずのうちにクーデタの主人公の歴史的弁護論に変わってしまう。こうして彼は、いわゆる客観的編史家の誤りに陥っている」（『マルクス・エンゲルス全集』第八巻、一九六二年、大内兵衛・細川嘉六監訳、大月書店、五四二～四三三ページ）。

要するにユゴーを英雄論的アプローチとすれば、ブルードンは運命論的アプローチということになる。そして「私は、これとは違って」とマルクスはいう。「ある凡庸でこつけない一人物が英雄の役割を演じることができるとな事情や条件を、どのようにしてフランスの階級闘争がつくりだしたかを、説明しようとする」。これがマルクスの階級論的アプローチである。

クーデタ当時若きバジヨットはパリに滞在していた。彼の「パリ通信」（一八五二年）は、皮肉で固めた真実かも知れない。「自由国民にとって最も重要な知的性格は何か」。それは「愚鈍」にはかならない。退屈で鈍重なイギリス人の性格は議會政治に最も適している。フランス人は「目先の印象に過敏」である。これでは市民的自由に適しない。だから、行き過ぎを防止する強力な政府が必要であり、ルイ・ボナパルトが不可欠なのである（*The Collected Works of Walter Bagehot*, Vol. IV, pp.50～51, 55, 60～61）。

さて、クーデタは、その直後の人民投票で圧倒的支持を得（賛成七五〇万票、反対六〇万票）、翌年一八五二年一月新憲法が布告された。任期一〇年の大統領は、執行権を統括し、宣戦講和・条約締結・戒厳令布告の権利をもつほか、法律発議権・裁定布告権によって立法権の重要部分に参画する。閣僚は大統領の属僚にすぎず、大統領に対してのみ責任をもつ。他方、立法院は、普通選挙による任期六年の議員で構成されるが、法案・予算についての討議評決権のみを有し、発議権・修正権はなく、大統領によって召集され解散される。議事内容は非公開。ほかに元老院は、枢機卿・陸海軍元帥および大統領任命の四〇～五〇名の國務官からなり、

法案の整備起草のほか行政全般の指導、県知事の監督を行なう。一八五二年一月には人民投票によって帝制は世襲とされた。賛成七八二万票、反対二五万票。

七 第二帝制

帝制を支えたのは、皇帝に直属する軍隊と官僚制である。軍隊は、一八五二年国民軍が廃止され、常備軍が創設された。閣僚および国務官にはサン・シモン主義の官僚・銀行家・産業家が登用された。知事は、県内の公共事業・運河・市場など広範な地域経済統制権を委ねられ、治安警察と選挙管理の任務を負わされていた。彼らは、官選候補を支援するために、強大な権限を行使した。反政府派は有権者名簿から排除された。名簿修正には面倒な行政訴訟が必要であり、行政裁判所長官は知事の兼務であった。政府派有権者を増やすために、無資格者や死者が登録された。買収が盛行し、投票の秘密は守られなかった。反政府派の選挙事務所・文書の印刷配布・集会は妨害され、運動員は解雇された。これに反して政府派のために吏員が動員され、便宜が供与され、公金が費消された。公共事業に対する政府補助金が発表され、与党候補の努力が宣伝された。これらの選挙運動を怠る知事は罷免されるかもしれない。一八五二年選挙（棄権三〇％）では官選候補全員二五五名が当選し、反帝制派は六名に過ぎなかった。一八五七年総選挙でも官選候補二六二名が当選、反帝制派はわずか五名だった（B. Chapman, *The Prefects and Provincial France*, 1955, pp.32～37）。

ナポレオン三世とルエルらの閣僚およびサン・シモン主義の官僚・銀行家・産業家は、銀行改革と公共事業を中軸として産業化を促進した。銀行信用体系の整備によって第二帝制期に工業生産額は倍増した。繊維産業

は、生活水準の向上とともに市場を拡大し、機械化が完了した。製鉄王が輩出し、化学工業の先駆者があらわれて重化学工業が発展した。最も強力な推進力となったのは鉄道事業である。ナポレオン三世は、鉄道を新社会の根幹とし、鉄道建設によって貧困と失業を解消するというサン・シモンの構想にもとづいて九九年間の鉄道営業権免許を与え、補助金・公債で建設を援助し、一八五二―五七年の間にフランス全土を結合する大鉄道網を張り巡らした。鉄道企業の集中化によって一八五九年には六大企業の寡占が成立し、これらと大投資銀行およびオートバンクの間に密接な金融関係が生まれ、一方ではレール・機関車などの需要が重工業に巨大な市場をもたらした。それはまた農産物の輸送、労働力の移動を促した。こうして一八六〇年代のフランスは、工業化の「離陸」を完了した。

ところで、農民は、クーデタのとき彼らを圧迫していた秩序派と名望家に反撥してボナパルトを支持していた。そしてクーデタを機として小麦はじめ農産物価格が長期低落から長期上昇に転じ、未曾有の農業繁栄期がきた。鉄道網が普及して農産物が流通し、地域的孤立が解消し、全国的農産物市場が形成された。非農業人口・都市人口が増大し、農村の購買力が高まり、工業製品の国内市場が拡大した。

他方、製鉄化学工業が発達し、工場制生産もすすんだが、工場労働者の数は多くはない。それでも都市人口・工業人口は徐々に増加した。パリの人口は、一八五一年約二〇〇万(全人口の三%) (デュブー『フランス社会史』一九六八年、井上幸治監訳、東洋経済新報社、二〇ページ)、地方からの人口流入で、住民の三分の二は生粋のパリっ子でなくなった。パリの工業人口密集地域が形成され、貧農が流入して恐るべき貧民窟に群がり、機械の従僕として苛酷で単調な労働に耐えねばならなかった(同上 一四、一三五ページ)。

「馬上のサン・シモン」といわれたナポレオン三世は、フランスがイギリスと競争するだけの能力をもつに

至ったにもかかわらず、保護関税にまもられて眠り込む危険があるから、彼らに自由貿易の刺激を与えねばならないと考えた。一八六〇年英仏通商条約が産業家層の激しい抗議を浴びながら締結され、ついでヨーロッパ諸国との間にも一連の通商条約が結ばれた。ぶどう栽培業・絹織物業・金融業・貿易商人を除く保護貿易を要求してきたブルジョワジー（オルレアン左派・ブルジョワ共和派）は、政府に不満をいだいた。自由貿易と対ローマ政策に批判的なカトリック派・王党右派が合流して帝制反対勢力が増大するのを見て三世は、帝制の「自由化」に踏み出した。元老院・立法院の建議権が認められ、さらに立法院の予算審議権が確立された。それでも帝制反対派の活動はおさまらず、一八六三年立法院選挙のさいは王党派から共和派までを含む自由主義同盟が結成され、政府派議員の得票五三六万票（農村が帝制の基盤であった）二五〇名に対して反政府派は一八六万票（一八五七年の三倍）三三名が当選した。その地盤は大都市。パリでは全議席を反政府派が占めた。三世はまた、クーデタ以来抑圧してきた労働者層に対して宥和的態度を示した。一八六三年ロンドン万国博覧会見学のためフランス労働者二〇〇人の労働者代表団が派遣された。彼らはイギリスの労働組合（TUC）と接触して帰国し、団結権を要求した。翌年ストライキのための団結権が認められた。世界最初のストライキ権容認であった。そして労働運動が急進化し、共和派の地盤となり、帝制反対派の一翼となった。しかし、その担い手は、先進地帯の工場労働者ではなく、大都市の小規模な共済組合・職人組合の手工業者・小商人層のブルードン派であった。

一八七〇年四月オリヴィエ内閣のもとで元老院が議決した憲法草案は、ボナパルト型帝制とオルレアン型議會王制（ルイフィリップ型）の混合である。皇帝・元老院・立法院は、それぞれ法律発議権をもち、両院は議決権をもつ。皇帝は、人民投票によって選ばれる。憲法制定権を持つが、人民投票による承認を必要とする。

皇帝は、閣僚・元老院・立法院・国事院の「協力によって」続投する。この憲法草案は、五月人民投票に付されたが、共和派は、改革不十分として（王制右派とともに）反対の立場をとり、否認運動を起こしたが、投票結果は、賛成七三五万票（八二％）、反対一五八万票（一八％）の圧倒的多数で新憲法が承認された（中木康夫『フランス政治史』上巻、一九七五年、未来社、一九五～九六ページ）。

ところが、ルイ・ボナパルトは、ビスマルクの術策にはまり、一八七〇年七月プロイセンに宣戦布告。ところが、たちまち大敗して九月セダンで捕虜となった。一八七一年三月、プロイセン軍包囲のなかでパリで反乱が起こり、パリ・コミューンが成立した。経緯は省略するが、コミューン選挙で四八万の有権者中二三万（四八％）が投票し、八四名が当選した。ブルジョワ共和派二〇名のほか多数はジャコバン派だった。インターナショナル派（ブルードン派）一五～一七名、ブランキ派九ないし一五名。約六〇名は小市民的自由職業で二五名が「労働者」だが、すべて手工業職人で工場労働者はいなかった。コミューンは孤立し内紛を生じ、五月下旬政府軍によって鎮圧された（同上一九九～二〇九ページ）。

八 第三共和国王党派と共和派

一八七一年一月パリ開城の直後行なわれた国民議会選挙の争点は、共和制か王制かではなく、抗戦継続か即時講和かであった。抗戦を強硬に主張したのは、社会主義諸派および急進共和派であり、穏和共和派は屈辱講和反対を、王党諸派は即時講和を掲げていた。選挙結果は、六四五議席中王党派三九六（六一・四％）。共和派二二九（三五・五％）、ボナパルト派二〇（三％）。大都市は共和派、農村は王党派が優勢を占め、フランスの

東半分（ドイツ軍侵入地域）が講和派、西半分が王党派であった。王党派は三分の二を占めたが、農民は王制を支持したわけではない、農村に荒廃をもたらす戦争の継続を拒否したのである。

ボルドーで開かれた国民議会は、ルイ・ティエール（かつてルイフィリップの大臣）をフランス共和国行政長官に選び、レオン・ガンベッタ（急進共和派）に対抗するためF・グレヴィ（穏和共和派）を議長に指名した。新政府が締結したアルザス・ロレーヌの一部割譲と五億フランの賠償金を含む講和条約は、五四六票対一〇七票で可決され、五月パリ・コミューン鎮圧後、王制か共和制かを選択すべきときがきた。共和派は、七月の補選で議席を増やし、国民議会は、八月大統領制を決議し、ティエールを共和国大統領に指名した。大統領は国民議会に対して責任をもち、憲法制定権は国民議会にある。王党派と共和派の調停を目指していたティエールは、次第に「ラ・レピュブリック・コンセルヴァトリス 保守的共和国」に傾いた。それは、大銀行と大工業を背景とし、社会共和制と内乱に對抗する政府にはかならない。

国民議会は混乱していた。王党派は、王制復活を期待していたが、レジティミスト 正統派（シャンボール派）とオルレアン派に分裂し、候補を一人に絞ることができないうちに、当初三分の二を占めた王党派議席は、補選によって減少した。他方、王制復活阻止のために団結した共和派のなかでガンベッタの急進共和派が議席を拡大した。

一八七三年五月王党派多数の議会は、ガンベッタに妥協的なティエールを三六〇票対三四四票で失脚させ、正統派のマクマオン元帥を大統領に指名し、オルレアン派のプロイ大公の内閣（ボナパルト派を含む）が成立した。ところが、正統派とオルレアン派の抗争は激しく、正統派が共和派と結んだため、プロイ内閣は一八七四年五月瓦解した。そして「大不況」が波及するや、大ブルジョワジーは、王制復活から「保守的共和国」支持に転換した。こうした紛糾のなかで一八七五年一月カトリックの法曹家が起草した憲法草案が元帥の

大統領のもとで王党派多数の議会にボナパルト派内閣によって提案され決定された。

ワロン修正案すなわち「元老院および代議院が合同する国民議会の絶対多数派によって共和国大統領が選任される」が三五三対三五二の一票差で可決され、関係二法（元老院および公権力に関する）を合わせて、いわゆる第三共和国憲法が成立した。それは、王党左派（中央右派）と共和右派（中央左派）の妥協の産物であった。大統領は任期七年、再選されうる。元老院と代議院は法律発議権を有する。大統領は、代議院を通過した法律を公布し執行する。また、代議院の召集・休会権のほか、元老院の賛成を得て代議院を解散しうる。元老院は、農村の優位を考慮した間接選挙法による議員三〇〇名で、代議院は、男子普通選挙制・小選挙区制（第一位が過半数を得なかった場合は、第一位・第二位について第二次選挙を行なう）による七五〇名で構成される。

一八七六年一月最初の元老院選挙の結果は、王党派一五一議席、共和派一四九議席。二月代議院選挙では、共和派三六〇議席（うち急進派九八）、王党派八〇議席（うち正統派二五、オルレアン派五五）、ボナパルト派八〇議席。一八七七年五月マクマオン大統領は、共和派内閣を辞職させ、ふたたびブロイに組閣を命じ、代議院が内閣不信任を決議するや、代議院を解散。選挙結果は共和派が六割以上を獲得し、大統領は、共和派内閣を任命せざるを得なかった。爾来共和派は、解散権行使をクーデタとみなし、解散権は事実上死文となった。さらに一八七九年元老院選挙でも共和派が多数を占め、マクマオンは大統領を辞し、共和派のグレヴィが大統領に選出された。つまり共和派が大統領・元老院・代議院を掌握した。また一八七九年には政府と議会は、ベルサイユからパリに移り、ラ・マルセイエーズがフランス国歌、七月一日が国祭日とされた。翌年パリ・コミューンの被告の大赦が行われた。こうして一八七〇年代末には王党派は王制復活の機会を逸し、共和国は危機を脱した。そして政争に巻き込まれていた知事の役割は、一八八〇年代には社会公共事業の監督管理など

の日常的行政事務に限定され、知事の政治的任免や大量更迭は行なわれなくなった。

九 中央官僚制

第三共和国がほぼ安定したとき、「フランス共和国は、じつのところ二つの政治構造をもっている」とダニエル・アレヴィはいう。「ひとつは、一八七五年（第三共和国憲法）の公式上外見上のフランスで、ジャールナリズムに充滿している。これは、議会のフランスである。他は、内密で沈黙しているが、革命暦八年（一七九九年）の、つまり行政組織が国家を指導するナポレオン憲法のフランスである」（H. Finer, *The Theory and Practice of Modern Government*, 1954, p.821）。フランス近代史は、革命やクーデタによっていくつかに分断され、それぞれに歴史的個性があるが、共通して見られるのは、王党派と共和派が抗争し、他方開明官僚が促進する産業化によってブルジョワジー・中産階級が繁栄し、また労働階級が台頭する光景である。第三共和国は、そのような分断された近代史の累積の上に成立した。

フランスの産業化は、旧体制の開明官僚やナポレオンによって再編強化された開明官僚によって促進されてきた。ルイフィリップやナポレオン三世時代にはサン・シモン主義の開明官僚がそれを引き継ぎ、企業家や銀行家が登用された。そして、官僚養成のためにすでに七月革命の直前公法学院と外交官養成所が設置されたが、革命でつぶれた。ルイフィリップの文教大臣サルヴァンディが官僚養成のため大学法学部の改革や特殊学校の設置を計画したが、公共精神と想像力が欠除した大学の反対で実現しなかった。第二共和国の文教大臣ヒポリット・カルノーは行政官養成のために（技術者養成のための理工科学院にならつて）^{レコール・ポリテクニク}行政学院を開設

した。入試科目は口頭で哲学・文学・数学、筆記でラテン語・歴史・物理学・化学・博物学・図画。計画では三年間修学し、二年間見習いのち中央・地方・植民地官庁に任官するはずだった。青年六〇〇名中から一五二名が入学し、一八四八年七月から一〇月まで教育された。第二回は翌年六月から一〇六名。しかるに八月政府は共和制くさいこの施設を閉鎖してしまった。

第三共和国においても養成機関は確立されなかった。政治家は、行政の整備や効率よりも政治に熱中し、また行政改革を実施しうるほどの安定性も指導力もなかった。行政各部門は、それぞれの当面の必要と方式によって養成と採用を行なっていた。諸学校のなかで有名なのは、エミール・ブートミーがプロイセンに敗北したフランスの政治体制を再建する人材養成を目的として一八七二年創設した政治科学自由学院である。教育は自由主義経済学と公法学であり、学生は富裕階級の子弟であった。

ここで学んだアンドレ・ジェローの手記にいわく、「この学校の諸教科課程を一見して、創立者たちにいれかわった、学位に飾られた銜学者の数に、私はしばしば驚かされた。大蔵省官吏の多数はこの学校の卒業生である。試験と競争のむなしさよ。彼らを選ばれたのは真実の価値、人格の強さ、性格の優秀さのゆえではなく、彼らの思想の安全性、模倣能力、縁故情実、パリ社交界にしめる地位のゆえである」。自由学院は、グランド・コール・ド・レタ行政・政官と外交官の養成をほぼ独占していた。一九〇〇～三四年の間に国務院志望者の九六%、財務監査局志望者の九六%、会計検査院志望者の八九%、外務省志望者の八八%がシアンスポで教育されていた(Ouvrage collectif, *Traité de science administrative*, 1966, p.391)。採用試験は、ファイナーによれば、イギリス公務員試験のような一般的問題についての論文や人物試験ではなく、技術的専門的試験であるという(田Finer, pp.814～19)。

高級官僚の出自については、たとえば次のような数字がある。一九一九―一九三九年に大蔵省に入った財務監査官七九名のうち三三名が大貴族か大ブルジョワ、二七名が商工業および知的職業のかんりのブルジョワ、一五名が中流ブルジョワ（医師、教師、小企業等）、四名が小ブルジョワであった（*Traité*, p.368）。試験採用だからといって財産・家業・情実が採用と昇進に影響しないことはない。官僚は、家族的に再生産され、特権的社會層に繰り込まれる（Gourravy, pp.351―355）。

なお、第二次大戦後の事情は、一九四五年一〇月政府は、官吏養成と補充を統合し民主化するため^{エコノミカル・グવინストレーション}国立行政学院（ENA）を設立したが、入学者の約三〇％は庶民階級の子弟、約七〇％がブルジョワ階級であった。中央官庁の採用では一九五三―六三年の間、國務院・会計検査院・財務監査局でブルジョワの出身八五％、庶民出身一五％だった（*Traité*, p.370）。しかし地方官庁（県）ではこれほどではない。一九五五年には県官吏の一〇％が大ブルジョワ、三〇％が中流ブルジョワ、五〇％が小ブルジョワ、一〇％が労働階級の出身であった（*ibid.*, p.368）。

共和国の安定と持続の基盤をなしたのは、官僚制と並んでもう一つ銀行がある。フランス銀行の大株主は、国内投資よりも海外投資に重点をおいたから、大工業資本との間に軋轢があったが（同時代のドイツと対照的だった）、世紀末から大銀行がフランス経済を支配し、政治が中道から左右に逸脱することを防いでいた。また、当時各地で簇生した夥しい地方銀行の貯蓄は年間三〇―五〇億フランに達したが、公債発行や預金機構を通じて大銀行やオートバンクに吸い上げられ、資本輸出に向けられた。フランスの動産的富のうち海外投資に向けられた割合は、一八八〇年二〇％から一九一四年四五％に増加し、一三年フランスの全公債一二〇〇億フランのうち五〇〇億フランが外債であった。そのうち一二六億フランがロシア国債であった。かくて形成された「高

利貸的帝国主義」のもとで大銀行は獅子の分け前を得たが、中産階級と労働者階級も金利に均霑したのである（前掲、『フランス政治史』上巻、二九三―三一三ページ）。

一〇 右翼連合と左翼連合

第三共和国は、このような国家官僚制と大銀行に支えられてほぼ七〇年間展開した。バジヨットは、フランス人はイギリス人のように「鈍重」でなく「過敏」であるから議会政治に適しないと皮肉ったが、フランス議会には持続的組織的な大政党が生まれることはなかった。それぞれの小選挙区から当選する議員の自立性はきわめて強く、彼らがつくる院内政党は、団結力も持続力もきわめて弱く、離合集散を繰り返した。そのような流動的諸政党の一时的連合によって成立する内閣は、（絶筆）

〔注記〕

この論文は、二〇一〇年の夏突然に体調を崩され、八月十三日、八四歳で他界された東京都立大学名誉教授 升味準之輔氏の遺稿である。升味先生は、『武蔵野大学 政治経済研究所年報』の一号および二号に「比較研究：議会政治史」の（一）と（二）をすでに掲載され、イギリスの部を終えて、今回（三）として第二部フランス

大石紘一郎（青山学院大学名誉教授）

栗原 茂幸（東京都立江北高等学校教諭） 校正

の部を執筆中であつた。その途上での逝去である。

ご自身が語っておられるように、升味先生の業績には大きく分けて三つの分野がある。第一は「政治学」に関する研究で、『現代政治と政治学』（1964）、『政治学講義』上（1974）などに収められている諸研究。第二の分野は日本政治関係で、一五年をかけて完結された全七巻におよぶ『日本政党史論』（1965-80）を出発点として、主に戦後日本の政治を分析叙述された『現代日本の政治体制』（1969）、『戦後政治』上・下（1983）、『現代政治』上・下（1985）、それらすべてを自ら巧みに要約し、さらにその後の研究を加えてまとめた『日本政治史』1-4（1988）、そして『昭和天皇とその時代』（1998）など。第三の分野が比較政治で、『政治学講義』下（1974）、『比較政治—西欧と日本』（1990）、『比較政治Ⅱ—アメリカとロシア』、『比較政治Ⅲ—東アジアと日本』（1993）などである。もっともこのようなグループ分けは厳密なものではあり得ず、第一の分野の知見は第二、第三の分野を論じる際の分析枠組を形づくる基礎となり、第二、第三の分野で触発された知見は第一の分野をさらに洗練させたであろう。

この論文はむろん第三の分野のものである。本論文の（一）序言のところ、過去の研究をふり返りつつ先生は「私は比較を心がけながら、結局比較に手をつけていない」（第一号、p.234）といわれる。しかしそれはいわば謙遜で、別の箇所では、「比較のない研究はありえない」（『比較政治Ⅰ』、p.460）と断言し、比較の枠組として「工業化を媒介とする政治体制と社会変動の相互作用を比較の大前提におきたい」と明記しておられる。そして工業発展の尺度としては第一次・第三次などの産業人口比、政治発展の尺度としては議会政治と政党政治の発展を挙げられている（御厨塾・日本政治史プロフェッショナルセミナー編、升味準之輔『なぜ歴史が書けるか』、2007、p.170）。本論文でもその枠組は踏襲されている。この議論について詳しくは同書の第六

章「産業革命、デモスと社会主義」および第七章「比較研究とメタヒストリー」を参照。なお、同書の主要部分分は升味準之輔『なぜ歴史が書けるか』（千倉書房、2008）として出版され、これが升味先生最後の著書となった。

病院で、なお明晰な意識とともに淡々と「もう無理だ。これが遺稿だな」と家族の方におっしゃったというこの論文は、ひょっとすると第三の比較政治分野の業績全体を縮約し、その後の研究で補いつつ、米ソ、東アジアと日本を含む壮大な比較政治体系を意図したものであったかもしれない。それはともかく、『比較政治Ⅰ』と同じエピソードを使いながらも異なった語り口でまとめられた第一部イギリスの議会政治Ⅱ政党政治の発展につづき、この第二部フランスにおける議会政治の発展についての物語も、お元氣であれば巧みに語られるはずであった。第七校や八校もまれではなかったという升味先生の推敲、内容充実へのこだわりにもかかわらず、わたしたち（栗原茂幸氏と大石）は、奥様がワープロ入力された原稿に先生の「赤」が入ってさらに手書き原稿が加わったものを、お嬢様とそのスタッフが判読してワープロ入力された、いわば御本人の初校が済んだだけの状態でこの論文を託された。まだまだ本調子ではない語りを、わたしたちが完成できるわけもなく、ただ文章上の形式的なミスを改め、しかしほとんどの引用文献には直接当たって出版年などを確かめ、文章が誤りなく引用されているかどうか、引用ページが正確かどうかなどをチェックし、明らかな脱落などは原著者から補うなどした。それらの作業は栗原氏と大石が別々におこなったが、国会図書館に通うなどして大部分の引用文献に直接当たったのは、これまでも升味先生の著書の校正を手がけたことのある栗原氏である。

わたしたちができるのはここまでである。卓抜なユーモアを随所にちりばめる叙述のあとがきで、升味先生はぬけぬけと「……読者諸氏はよろしく足らざるを補い、誤れるを正して読まれることを希望する」とおし

やることが良くあった（たとえば『比較政治Ⅰ』p.467）。（こゝ）でも先生は、「クッ、クッ、クッ」とほくそ笑みながらそのせりふを吐かれるに違いない。

（大石紘一郎）

（二〇一〇年八月二十五日付け『毎日新聞』夕刊には、主として日本政治の分野の研究をふり返る、御厨貴みくりやたかし東大教授による升味先生への追悼文が掲載されています。また「日本政治学会会報 No.60」号（Dec. 2010）は「升味政治学の顕著な特色は、現状分析の理論が歴史研究をインフラストラクチャーとするとともに、歴史研究が現状分析の理論によって導かれている点にある」と評する三谷太一郎氏の長い追悼文を載せ、その功績を再認識させました。）